## 電気通信大学国際教育センター日本語研修コース要項

平成16年 4月 1日 改正 平成22年 4月20日 平成29年 1月26日

(趣旨)

第1条 この要項は、電気通信大学国際教育センター規程第9条第2項の規定に基づき、電気通信大学国際教育センター日本語研修コース(以下「日本語研修コース」という。) に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受講資格)

- 第2条 日本語研修コースの研修生(以下「研修生」という。)となることができる者は、 次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定、以下「実施 要項」という。)の規定に基づき、大学院等への入学に先立ち日本語及び日本事情教 育を受ける研究留学生
  - (2) 前号に掲げる者のほか、外国人留学生で電気通信大学国際教育センター長(以下「センター長」という。) が適当と認めた者

(定員)

第3条 日本語研修コースの定員は、30人とする。

(研修期間及び開始時期)

第4条 日本語研修コースの研修期間は6か月とし、その開始時期は4月及び10月とする。

(選考及び研修の許可)

長に願い出なければならない。

- 第5条 研修生の選考は、電気通信大学国際教育センター運営委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、学長が行う。
- 2 学長は、前項の規定により選考された者で、所定の手続きを完了した者に、研修を許可する。

(教育課程等)

第6条 日本語研修コースの教育課程、履修方法等は、別に定める。

- (研修の中止) 第7条 研修生が、研修を中止しようとするときは、所定の用紙にその理由を記載し、学
- 2 前項の願い出があったときは、委員会の議を経て、学長がこれを許可する。
- 3 学長は、前2項の規定にかかわらず、日本語研修コース生が疾病その他の理由により、 研修を続けることができないと認めたときは、委員会の議を経て、中止させることがで きる。

(修了)

- 第8条 研修生の修了判定は、委員会が行う。
- 2 学長は、前項により修了を認定された者に対して、修了証書を授与する。 (授業料等)
- 第9条 第2条第1号に規定する研修生の授業料、入学料及び検定料(以下「授業料等」 という。) は実施要項第八の規定により、徴収しない。
- 2 第2条第2号に規定する研修生の授業料等の額は、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程に定める額とする。
- 3 支払済みの授業料等は、別に定めのある場合を除き返還しない。 (雑則)
- 第10条 この要項に定めるもののほか、日本語研修コースに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

- この要項は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附 則
- この要項は、平成29年2月1日から施行する。